

「宮崎市深夜における花火の規制に関する条例」に基づく、

「深夜花火特別対策区域」を指定します

< 条例の目的 >（「宮崎市深夜における花火の規制に関する条例」平成 26 年 4 月 1 日施行）

深夜における花火について必要な規則を行なうことにより、宮崎市環境基本条例にも謳っている「市民の健康で文化的な生活の確保」、「安心・安全な地域社会」を築くことが目的であり、市内全域の公共の場所で、花火をする場合はマナーを守って近隣の迷惑にならないようにし、また深夜には騒音となるような花火はしないよう配慮していただくものである。

< 用語の説明 >

公共の場所：海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする場所をいう。

深夜：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。

< 「深夜花火特別対策区域」について >

地域住民の方々や観光客の皆様などから、深夜花火の騒音などによる苦情が多く、また地域で啓発活動を行なっても一向に改善されない区域を、対策を講ずる必要性が認められることから、「深夜花火特別対策区域」として指定するものである。

< 「深夜花火特別対策区域」の指定区域 >

- ・青島・白浜区域の一部(裏面参照)

平成 26 年 5 月 15 日に指定し、平成 26 年 7 月 1 日から施行。

< 「深夜花火特別対策区域」での規制 >

深夜花火特別対策区域の公共の場所での深夜の花火は原則禁止。

< 勧告・命令 >

深夜花火特別対策区域の公共の場所において、深夜に「禁止花火」をする者に対し、花火の中止等を勧告し、又は命ずることができる。

【禁止花火】

ロケット花火、打ち上げ花火、回転花火・爆竹など爆発音を発するもの。

< 罰則 >（平成 26 年 10 月 1 日から施行）

違反した者は、5 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

< 「深夜花火特別対策区域」の巡回 >

深夜花火特別対策区域内において、巡回員により巡回を行う。

【期間】：7 月 1 日～9 月 30 日（午後 10 時～翌日の午前 6 時）

【深夜花火特別対策区域（青島・白浜区域）】



【問い合わせ】
宮崎市環境部環境保全課
電話 21-1761